

米国芸術基金 (NEA) 訴訟を通じてみた 芸術支援の一側面

—芸術への公的助成と議会統制

大橋 敏博

目次

はじめに

1. 背景としての文化戦争
 2. 議会での議論と法改正
 3. NEA v. Finley 事件
 4. 公的芸術支援と議会統制
- おわりに

はじめに

米国における芸術支援は税制優遇を通じた個人等による民間支援が伝統的に中心であり、連邦政府による支援は全体としては大きな部分を占めていない。米国ファンドレイジング協議会 (AAFRC) によれば、2001年の米国における個人等の寄付総額は2120億ドルに達し、このうち芸術文化への寄付は121.4億ドルに上っており、また、寄付者の種別では、個人によるものが最大で75.8%の1607.2億ドルとなっている¹⁾。他方、連邦政府支援の中核を担うのが1965年創設された米国芸術基金 (National Endowment for the Arts。以下「NEA」と略称する。) であり、2001年予算額は1億477万ドルと寄付による民間芸術文化支援とでは大きな差異があり、金額から見れば民間芸術文化寄付の1%にも満たない²⁾。しかし、NEAは1965年の創設以来、115,000件以上の助成を行い、米国芸術文化の振興に大きな役割を果たしてきた³⁾。

このNEAにも、近年の米国の価値観の混迷 (文化戦争) が大きな影響を及ぼしている。現代芸術はその先端性のために衝撃的なものも存在し、芸術界に大きな刺激を与えているが、セラーノ⁴⁾ やメープルソープ⁵⁾ の作品は米国の伝統的な価値観、倫理観から反発を受け、NEAによる助成を廃止、制限しようとする運動も拡大した⁶⁾。

これを受け、議会は、NEA助成に関し品位や米国民の価値観等を考慮するよう法改正を行った。このため、NEAは価値観が対立すると思われる活動の助成に慎重となり、フィンレイ⁷⁾ らの助成申請を認めなかった。これに対し、フィンレイらがこの立法が憲法修正第1条の表現の自由に反するなどとして提訴した。

本稿は、NEA助成制限の立法過程やこれに伴う訴訟を分析するとともに価値観が混迷する中での芸術への公的助成と議会統制等について考察しようとするものである。

1. 背景としての文化戦争

ジェシー・ヘルムズ上院議員⁸⁾は、1999年、ブルックリン・ロースクールのジャーナルに発表した論文の冒頭で「アメリカは文化戦争（culture wars）の真只中にある」と述べ、価値観が混迷する中での価値観の対立を強く意識していることを明らかにしている⁹⁾。1960年代以降、ベトナム戦争、公立学校における聖書朗読や祈りに関する連邦最高裁の違憲判決¹⁰⁾、離婚、妊娠中絶問題¹¹⁾、積極的差別是正措置（アファーマティブ・アクション）問題¹²⁾、同性愛者の権利主張など価値観が多様化する中で米国の伝統的価値観は大きく揺らいできた。

「文化戦争」は、価値観が多様化し、社会が極めて許容的となってきたことに伴う、価値観の間での対立であり、ここでは米国がどのような社会であるべきか、価値の基準は何であるのか、何が許容され、何が許容されないのかなどが争われている¹³⁾。ヘルムズのような伝統的価値観に立つ保守派は、許容的社会が拡大し、伝統文化が崩壊するとの危機感に襲われている。南部のバプティストで共和党保守派という、伝統的価値観を代表するヘルムズは、前述の論文中でキリスト教モラルに基づく米国伝統の価値観と伝統的モラルを否定する急進的なモラル相対主義との対立であり、米国の精神に関する闘争であって、米国の将来の命運を決するものと主張している¹⁴⁾。

また、伝統的な道徳、価値観を重視する宗教団体は、人口中絶制限・禁止を強力に議会等に働きかけるなど政治的な動きも強化してきている。このため、多くの州で中絶規制法が成立し、また、毎年のように憲法修正案が議会に提出されているが、憲法修正には上院・下院それぞれで3分の2の多数で可決することが必要で、修正案は成立していない¹⁵⁾。

米国はプロテスタント56%、カソリック27%と合計すればキリスト教信者は83%にも達しており、この点からすればキリスト教国であるとみることができるが¹⁶⁾、これは本件の重要な背景となっている。また、米国民が直面している最も重要な課題は何かとの問いに対し、最も多かった回答は、「倫理、道徳、宗教、家庭の衰退」であったという¹⁷⁾。許容的社会の進展の中で不安にさらされ、道徳、価値観、宗教に揺れるが、基本的には圧倒的にキリスト教国である米国の姿がここに表われている。このような状況から、独立以来米国を統合してきた米国民としての共通認識が失われつつあり、米国民の価値観が分裂し、伝統的な宗教的感覚が共有するものを求めているとの主張も出てきている¹⁸⁾。とりわけ宗教保守派は伝統的価値観を擁護するため、活動を強化し、積極的に政治に関与するようになってきた。このようなことから「価値観」が政治的に重要な要素となり、「価値観を重視する有権者たちを取り戻すこと」は、1996年のクリントン大統領再選時の重要な選挙対策ともなるほどであった¹⁹⁾。

2. 議会での議論と法改正

(1) 発端

1989年、アメリカ家族協会（AFA）²⁰⁾がキリストを冒瀆するようなセラーノの作品「Piss Christ」を含む展覧会にNEAの助成金が出されていることに気づき、抗議運動を開始したことが世の注目を浴び、この後、ヘルムズ等が議会で取り上げることとなった。この問題とされた「Piss Christ」は、尿に浸したプラスチック製のキリスト磔刑像の写真で

あった²¹⁾ ²²⁾。

抗議運動を受け、1989年5月18日、アルフォンソ・ダマト上院議員（ニューヨーク州選出、共和党）、ヘルムズ上院議員は、議会でセラーノの作品展に関する NEA の助成に抗議の発言を行い、同日、ダマト、ヘルムズら23名の議員連名で、セラーノの作品に対し税金を用い助成することに抗議する手紙を NEA 議長（代行）宛に発出した²³⁾。

また、男性がサドマド行為を行っている写真（X ポートフォリオ）を含むメープルソープ写真展「パーフェクト・モーメント」は、1989年6月30日からワシントン D.C. のココラン・ギャラリー・オブ・アートで開催予定であったが、議会での議論などが影響し、6月12日開催キャンセルとなった²⁴⁾。なお、この「パーフェクト・モーメント展」は、ワシントンでの開催キャンセル前、1988年12月にはフィラデルフィアのインスティテュート・オブ・コンテンポラリー・アートで幕を開け、その後全米6ヶ所を巡回する予定であった。

(2) 議会での法改正

1) ヘルムズ修正案と1989年修正

ヘルムズ上院議員は、1989年7月26日、修正案 No. 420 を提出し、1990会計年度内務省及び関連機関支出承認法に以下のように規定することを求めた。なお、ヘルムズは、この修正案に関する意見表明で少なくともセラーノやメープルソープのような者に連邦資金で助成することを止めさせなければならない旨述べている²⁵⁾。

修正案 No. 420：本法に基づき歳出が承認されたファンドにおいては、次の事項を促進し、普及し、又は招来するために用いられてはならない。

- 一 わいせつな又は品位を欠くもの（サドマドヒズム、ホモエロティシズム、児童の搾取悪用、性行為の表現などを含むが、これらに限定されない。）
- 二 特定宗教又は無宗教への帰依、忠実さを示す物質又は信念を中傷するもの
- 三 人種、信条、性、障害、年齢、出身に基づき、個人、グループ、階層を中傷し、評価を低下せしめ、又はあしざまにののしるもの

このヘルムズ修正案に対しては、漠然として対象が広すぎる、何が芸術であるかを議会で決定することは困難である等の批判が出るなど多くの議論を呼んだ。議会の NEA 助成制限の動きに反発したホイットニー美術館（ニューヨーク）は、メープルソープ撮影のしおれたチューリップの写真を使って「政治が芸術を殺してもよいのか？」との見出しで、1989年9月7日にニューヨーク・タイムズに一面全てを使った全面広告を行い、芸術には自由が必要であり、政治から守られなければならない旨指摘し、さらに議会上・下院議員宛に手紙、ファックス等で支援要請を行うよう呼びかけた。議会では NEA 予算の10%カット、5%カット案など様々な修正案が提出され、議論が沸騰したが²⁶⁾、結局、次のような修正法が成立した。

Pub-law No. 101-121 (October 23, 1989)：NEA のために歳出承認されたファンドは、NEA の判断において、わいせつと考えられるもの（サドマドヒズム、ホモエロティシズム、児童の性的な搾取悪用、性行為の表現などを含むが、これらに限定されない。）を促進し、普及し、又は招来するために用いられてはならない。

ここでは NEA の意義や芸術の性格などを考慮し、議会が注意を喚起するが具体的な案件については NEA の判断に委ねられることが明確にされている。ヘルムズらの主張は議

論の契機とはなったが、議会のコンセンサスとはならなかったのである。

2) 1990年修正

このように1989年10月成立した修正 (Pub-law No. 101-121) では NEA に判断が委ねられることとなったが、翌年議会では再び NEA による芸術支援に関し激しい攻撃、非難が起り、やはり NEA 改革に関する様々な修正案が各議員から提案され、激しい議論が続いた。議会外でも様々な動きがあり、この間、例えば、ニューヨーク・シェークスピア・フェスティバルのプロデューサーであるジョゼフ・パップは、NEA 助成制限に抗議した際のフロンメイヤー-NEA 議長とのやりとりをニューヨーク・タイムズに公表し、議会でも取り上げられている²⁷⁾。最終的には1990年11月、1965年米国芸術・人文科学財団法の一部を改正し、954条(d)項を次のように改め、NEA 助成をより制限する修正法が成立した。

Pub-law No. 101-512 (November 5, 1990) : § 954(d)……NEA 議長は、助成金申請に関する規則・手続きを確立するに当たっては、以下を確保するものとする。

- 一 芸術的な卓越性及び芸術的なメリットは助成審査の際の基準とする。なお、この場合において、品位に関する一般的な基準及び米国民の多様な信念・価値観の尊重を考慮するものとする²⁸⁾。

議会は、セラーノなど問題となった事案を踏まえ、この立法によりさらに厳しく NEA の芸術助成に国民感情を反映させようとし、NEA はこれに対応してゆくこととなる。

(3) 政治的な妥協

ヘルムズなど保守強硬派は、政府の直接的芸術助成に否定的で、NEA 助成を強く制限しようとしたが、これが必ずしも議会全体のコンセンサスとはならず、慎重派との政治的妥協により、最終的に成立した修正法ではトーンが低下している。政治(議会)は国民を代表するシステムであり、世論と調和しない過激な対応が多数派を占めることが現実には困難であることを示す例でもある。

ヘルムズなどは納税者自らの選択で支援対象を決定すべきだと考えており、政府資金により芸術活動を助成する NEA の存在自体に疑問を持っているのに対し、ハッチ上院議員(ユタ州選出、共和党)などは従来の助成対象85,000件のうち批判されたのは20件にすぎず、真に問題とされるのは10件にすぎないと述べ、慎重に対応すべきことを主張している²⁹⁾。さらにペル上院議員(ロードアイランド州選出、民主党)は、表現の自由は芸術家にとって本質的に重要な条件であるとし、同時に、社会の質と将来の発展のために政府は芸術家の自由を制約すべきではないとする³⁰⁾。また、アダムズ上院議員(ワシントン州選出、民主党)も、議会が芸術家の芸術作品について検閲する立場にはないとしつつ、NEA をさらに傷つけないために政治的妥協も必要であると述べ、NEA を存続させ、NEA を中心とした政府芸術支援システムの維持を図ろうとしている³¹⁾。

3. NEA v. Finley 事件

(1) 事件の概要

カレン・フィンレイは、裸の身体にチョコレートを塗った姿で女の怒りと痛みを強烈に表現するパフォーマンス・アーティストであるが、他の3人のパフォーマンス・アーティスト³²⁾とともに NEA 助成を申請したところ、専門委員会では採択の評価を受けたが、芸

術審議会では議会の動きに配慮した NEA 議長の再考要請もあり、不採択となり、最終的には NEA から不採択通知を受けた。

フィンレイらは、政治的な理由で不採択としたことは表現の自由を保障する憲法修正第 1 条他に違反するとして提訴した^{33) 34)}。NEA 助成審査の仕組みでは、NEA 助成を求める申請を各分野の専門家から成る専門委員会 (Panels) でまず審査し、各専門委員会はその審査結果を芸術審議会 (Council) にアドバイス。芸術審議会はさらに審議し、検討結果を NEA 議長にアドバイス。これに基づき NEA 議長は助成に関する最終決定を行うこととなっている。芸術審議会のメンバーは大統領の任命である。

なお、合衆国憲法修正第 1 条は、「連邦議会は法律により、国教の樹立を規定し、もしくは信教上の自由な行為を禁止することはできない。また言論および出版の自由を制限し、或いは人民の平穩に集会をし、また苦痛事の救済に関し政府に対して請願をする権利を侵すことはできない。」³⁵⁾ とするものである。

(2) 下級審での判決

1992年6月9日、連邦 C.D. カリフォルニア地方裁判所 (トシマ判事) は、フィンレイらの主張を支持し、米国では多元的社会の性格から多様で無数ともいえる価値観や信念があり、品位に関する一般的基準はなく、954条(d)(1)は曖昧で無効であり、憲法修正第 1 条の表現の自由に抵触し、容認できないなどとした³⁶⁾。

次に、1996年11月5日、連邦第 9 巡回区控訴裁判所 (ブローイング判事他) は、第 1 審判決を支持し、954条(d)(1)の「品位と尊重条項」が客観的な基準としては疑問があるとし、954条(d)(1)に基づき助成申請を判断すべきでないとした。なお、この裁判は担当判事 3 名の合議で行われ、クラインフェルド判事は多数意見に反対し、2 対 1 での判決となっている³⁷⁾。

(3) 連邦最高裁判決

上告を受けた連邦最高裁は、1998年6月25日、8 対 1 と大差で954条(d)(1)を合憲とする判断を下した³⁸⁾。この判決には、スカリア判事の補足意見と ソーター判事の少数意見がある。

1) 多数意見

多数意見の概要は次のようなものであった。

- i. 立法に対する憲法上の疑問の提起は一般的には受け入れられない。当該立法行為が表現の自由を制約するという具体的な危険をもたらすことを示さなければならない。
- ii. フィンレイらは、当該立法がメインストリームの価値観に合致しない、あるいは品位の一般的基準に合致しないすべての芸術表現を拒絶するので、差別に当たると主張する。フィンレイらの主張の前提は、954条(d)(1)が芸術表現の中のある種のカテゴリーにあるものに対し、NEA が資金を提供することを制約することにある。しかし、954条(d)(1)の規定よりは不確実で絶対的な要求とはなっていない。これは、助成申請を検討する際の特別のウエイトを与える要素を指定するにすぎないので、助成決定プロセスで考慮すべきことを追加したにすぎない。なお、954条(d)(2)は、芸術的メリットを欠くわいせつなものは表現の自由として保護されないと

- 規定している³⁹⁾。
- iii. 「品位と尊重条項」を採用した背後にある政治的な文脈は、差別的な観点に基づいて NEA 助成を否定するよう強制しているとのフィンレイらの主張とは合致していない。
 - iv. 954条(d)(1)は NEA に対して単に「品位と尊重」を考慮するように注意するのみで、助成審査における改善を目的とする規定であり、差別のための道具として利用されるとのフィンレイら主張は受け入れられない。
 - v. 954条(d)(1)が憲法修正第1条を危うくすると現実的な危険性を認識することはできない。
 - vi. フィンレイらは、この規定が憲法違反である旨主張するが、954条(d)(1)の基準が多様な解釈が可能な基準と漠然とした訓戒的な規定という点を考えれば、芸術的卓越性による以上に重要な選択要因をもたらしたものではない。
 - vii. 教育プログラムは NEA の任務の中心である。「品位」は教育的な適合性を考える際の許容できる要素として確立されており、「品位」を問題にすることは不当ではない。
 - viii. 同様に「多様な信念と価値観の尊重」を考慮せよとの法の指令も許容することができる。NEA の目的に関して、議会は951条(10)で多文化の芸術的遺産を尊重し、保護することがデモクラシーにとって極めて重要である旨規定している。さらに、954条(c)(4)は、NEA のプロジェクトなどが少数者や大都市過密地区、郊外地区などの文化をカバーし、反映することにより多様性を考慮するよう規定しており、また、954条(c)(1)も文化的多様性を強調している。
 - ix. NEA が利用できる資源は限定されており、助成申請の大部分について、NEA は例えそれが芸術的に優れたプロジェクトであっても不採択とせざるをえない。NEA は様々な理由から採択するプロジェクトを決定している。例えば、アーティストの芸術的な熟達性、創造性、公益実現の見込み、教育的価値、特定対象へのアピール（障害のある子どもへの配慮等）、芸術に関する公の認知の拡大を期待できるものなどである。申請が多いため非常に選択的となる助成プログラムでは、憲法上保障された表現であっても助成を不採択とすることは不可避である。申請の中で芸術的な価値に従って助成金が与えられるというのは一つの理念であり、単に芸術的な価値だけですべて助成が判断されねばならないわけではない。
 - x. 芸術助成は、政府が個々の表現者の多様な見解を無差別に支援するものではない。NEA の使命は、審美的な判断を行うことであり、助成のための卓越性を判断することは、要件を満たすすべての対象が助成されるような補助金の事例とは性格を異にする。
 - xi. 訴訟を提起した4人のうち2人は NEA フェロウシップの助成を得ており、不適切な差別の結果助成が否定されているということとはできない。
 - xii. 立法が憲法で保障された権利を侵害しない限り、議会は支出の優先順位を定める幅広い裁量権を有する。
 - xiii. 954条(d)(1)を追加した1990年修正において、議会は NEA の活動の目的を修正し、芸術助成は納税者の資金を使用することから、公のサポートと信頼をもたらすものでなければならず、また、公的資金は究極的には議会が定義する公の目的にかなっ

たものでなければならないとした。(951条(5)参照)⁴⁰⁾

- xiv. 議会は、議会が公益に合致すると考える活動を奨励するため選択的にあるプログラムに資金を提供し、同時に問題と考えるプログラムには資金を提供しないとすることができる。政府は特定の観点に基づいて差別をしたのではなく、単に資金を提供する活動を選択したにすぎない。保護されるべき活動に対する政府の直接的侵害の場合と、法の定める方針に基づいて特定の活動を奨励する場合とでは基本的な差異がある。

2) 下級審判決についての多数意見の判断

また、違憲とした下級審の判断について概要次のように指摘している。

- i. 下級審は、954条(d)(1)が憲法に反する漠然としたものであるとしてこれを無効とした。954条の規定ぶりには明らかに不明確なところがある。もし、これが刑罰を課すような規定の場合であれば、本質的な曖昧さが問題となりうる。しかしながら、本件は助成に関する事柄であることから、これが禁じられているというには無理がある。
- ii. 政府が規制する主体としてではなく、支援する者として現れる場合、その行動を憲法上問題とすることは困難である。選択的な助成の場合、議会が常に明瞭さをもって法律を定めることはむずかしい。例えば、奨学金の場合、「卓越性」という主観的な基準に基づいて奨学金を与えることとなる。
- iii. 954条(d)(1)は、元々主観的であった助成対象選択プロセスに、さらにある種不明確な考慮基準を追加したにすぎないものであり、憲法修正第1条等に違反するものではない。

3) スカリア判事の補足意見

スカリア判事は、954条(d)(1)について、多数意見とは異なり、その法律の字句通りに解釈すべきであって、NEAの考えによってゆがめられるべきではなく、多数意見がこれを単に勧告的と考えるのは理解できないとする。概要次のとおり。

- i. 954条(d)(1)の立法過程を見れば、セラノの「Piss Christ」やメープルソープのホモエロチックな写真のような不快で腹立たしい作品への公的助成が問題となっているのは明らかであり、法律は完全にこのような作品への公的支援に不賛成の立場をとっている。
- ii. 政府は、憲法に反することなく、政府が公の利益と考える活動に対し、選択的に助成を行うことができる。
- iii. 品位に欠け、国民感覚への敬意を欠き、プライベートな支援さえも受けられないような芸術に対し、NEAを無理にパトロンとすることには同意できない。

4) ソーター判事の少数意見

多数意見に対し、ソーター判事のみが概要次のような反対意見を表明している。

- i. 「品位と尊重条項」は、政府補助金の支出において特定の観点に立ち差別的な決定を要求するものであり、差別的な取扱いを禁じる憲法修正第1条に違反する。
- ii. 言うまでもなく芸術表現は憲法修正第1条の保護を受ける。我々の文化的生活を守るためには政府が価値中立的でなければならず、芸術は政治と同様にその表現に関し十分な保護を受ける資格がある。

- iii. 品位のない性的表現であっても、わいせつでなければ憲法修正第1条の保護を受ける。
- iv. 問題となっている規定の趣旨は、セラーノのキリストに関する不敬な表現のような作品に資金援助しないということを確認する点にある。憲法修正第1条は、不敬な価値観を拒否し、一つの観点のみを相当とすることを許すものではない。
- v. 資金が少ない場合には選択が必要となるが、その場合でも特定の観点による差別的な取扱いは許されず、芸術的な卓越性や芸術的メリットなどの価値中立原理に基づいて選択しなければならない。
- vi. 政府助成が拒否される見込みがあれば、個々の思想や表現の自由に萎縮的效果を及ぼす。954条(d)(1)の「品位と尊重条項」は、必要最小限の規制を越えており本来であれば合法的になし得る活動まで萎縮させるという過度に広汎な効果をもたらすものである。

4. 公的芸術支援と議会統制

(1) 行政活動への議会統制

議会は、行政活動の全般にわたって統制、チェックを行う権限を有する。国民主権、代表制、権力分立というシステムの中で議会の主要な任務は行政の統制である。芸術助成が政府の活動の一環として行われれば、それは議会の統制、チェックの対象となる。NEAという組織を設け、NEAを通じて政府が芸術活動を支援するとのシステムはそもそも議会の立法により創設された。議会がこのシステムを改正し、廃止する権限をも有することは否定できない。

芸術の持つ性格から議会は芸術活動の自由を尊重し、具体的な芸術活動への直接的な関与は避けるという配慮を行うべきであるが、それは政府の芸術助成システムに議会が全く関与できないということを意味するものではない。本件立法措置(954条)は、実質的にはキリスト教国たる米国民の価値観、倫理観を逆なでし、それを愚弄する攻撃的なものと受け取られるような作品が契機となって議会を動かしている。契機となった作品が国民の多数に苦痛をもたらすような攻撃的性格を有していることから、単なる「わいせつ」問題とは異なる次元の問題を生じさせている。価値観の混迷と許容社会の進展への不安という時代背景から、価値観に神経質となっていた米国議会在、芸術の自由の価値やNEAの意義は承認するが、「Piss Christ」のような作品まで税金で政府が助成することまでは許容できないとの意思(立法)を示したものと受け取ることができよう。なお、単に芸術とわいせつとの問題であれば、ここまで激しく議会で議論され、法改正まで至るようなことはなかったのではないかと思われる。NEA予算はフランス、英国等の欧州諸国の芸術文化経費に比べれば相当に少なく⁴¹⁾、米国人口で除すると1人当たり1ドルにも達せず(約68セント)、また、わいせつ問題に比較的寛容な米国ではわいせつ性のみを理由としては大々的な反対運動が引き起こされるほどのインパクトはないと考えられる。

(2) NEA 芸術助成に対する議会による具体的な統制、関与

NEAと議会の関係を見てゆくと、具体的な統制、関与として議会側は、①法律改正・システム変更、②予算修正、③芸術審議会への連邦議会委員追加と様々な形で統制、チェッ

クを行うことにより、格段と関与が強化されている。

1) 法律改正、システム変更

前述してきたように1989年、1990年にわたり、954条の改正など議会の立法により、基本的なシステムに関する変更が行われた。政府は法律を誠実に実施すべき責任があり、NEAはこの法律に沿って活動することが要請されることとなった。行政は法の下に法の実現を目指して行われる活動であり、立法を行う議会の権限には強力なものがある。

2) 予算修正

何らかの活動を行う場合その実質的裏付けとして財源が必要であることから、国の予算では国の活動の全体像が示されることとなる。予算を増・減額するのは議会の重要な権限であり、NEA 予算の減額など NEA 芸術支援に対する牽制として予算修正論議が行われている。NEA にとって予算はその活動を支える最も重要な部分であり、財源がなければ活動はできなくなり、さらには組織としての存続にも影響を及ぼす恐れがあることから、議会に対して最も弱い部分である。1989年からの NEA 予算の推移をみると、次のように現状維持あるいは減額などとなっており、NEA は議会からの強いプレッシャーにさらされていたことが伺われる。

NEA 予算の推移：

(単位：百万ドル)

年 度	1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000
予 算	169	171	174	176	174	170	162	99	99	98	98	98

(資料出所：NEA, 2000 Annual Report)

(注) 設立当初の1966年では290万ドル。なお、1990-2000の間連邦予算全体では、12,532億ドル (1990)、15,158億ドル (1995)、17,888億ドル (2000) などと毎年減少なく増加しており、NEA 予算に厳しかったことがわかる。(資料出所：U.S. Census Bureau, Statistical Abstract of the United States: 2001)

3) 芸術審議会への連邦議会委員追加

大統領が任命する芸術審議会委員は従来26人であったが、1997年の改正でこれが14人に減員されるとともに、これに別途連邦議会から6人の議員が官職指定で委員となった。NEA の意思決定過程に議会の意思を反映させようとする意図と思われるが、議会から選ばれた委員には議決権がない⁴²⁾。

(3) 議会（代表制の尊重）と芸術

芸術は、心の豊かさを高め国民生活の質を向上させるものであるが、同時に、創造性・感性等を高め国家・社会発展の基礎を形成する。このため、国は芸術を支援し、芸術振興をその責務の一つとしてきた。また、芸術活動では従来の手法、伝統等にとらわれない、芸術家の自由な発想が重要であり、芸術の振興に当たっては社会の伝統的観念とは相違があるとしても芸術家の自由な発想を阻害しないことが必要となる。長い目で見ればそれが社会の利益につながるからである。さらには、その専門的性格から当該芸術の意義や将来の可能性等について見識のある専門家の判断が尊重されねばならないこととなる。

新しい芸術が既存秩序からはずれた行動から生まれることは、ありふれたことである。古いものを破壊し、その上に新しいものを創造するという創造的変革がなければ、芸術は

活気を失い停滞してしまう。我が国の伝統芸術の歌舞伎も「傾く」（かぶく）（伝統、常識などの従来の道筋に反発し、これからはずれた行動をする）ところから生まれた。従来の秩序からはずれた行動が芸術の新しい側面を切り開いてゆくことは、芸術の世界ではしばしば見られる事例である。

「西洋美術史上最大のスキャンダル」と言われ、ベッドの上に横たわる裸婦を描いたマネの「オランピア」（1863年作）も、発表当時は町の中で出会う少女をそのまま裸にしてさらし者にしたような作品として非難され、当時の新聞や批評はこぞってこの「卑しく、恥知らずな」作品に嘲笑と攻撃を浴びせかけたという⁴³⁾。ファッションの歴史も同様であり、流行はその時点での世間の感覚からはずれたものとしてしばしば非難されてきたが、これらの変革は新しい時代をもたらした。

このような芸術の特質や専門性を踏まえ、政府の芸術支援に関してはNEAのような専門的な組織が設立され、専門家等からなる助成審査システムが設けられてきたところであり、芸術の特質や専門性、自主性は十分に配慮される必要がある。

他方、民主主義社会における（政治的）決定システムとして考える場合、より広く社会の意見を反映するのは選挙で選ばれた議会であり、国民主権と権力分立システムの下で、国民（主権者）の意思をより代表しうるのは議会であることは否定できない。なお、議員が利益団体や政党の代表者等として行動するという事実から古典的な代表理論（国民と議員との法律上の形式的な一致性）に関する懐疑はあるものの、代表とは国民の政治的見解と国民が選んだ議員の政治的見解との類似性とと考えられることから伝統的な政治的代表的概念が否定されるには至っていない⁴⁴⁾。

最高裁多数意見は規制と助成の違いを指摘している。助成の場合には財源が限定されていることから、憲法上保障された表現であってもすべてを採択することはできない。また、専門性尊重の観点からNEAなど専門家、専門機関の判断が尊重されるべきであるが、政府の芸術支援システムを創設・変更し、予算割り当てを決定するのは議会の権限であり、どのような仕組みとするかに関しては最終的には議会の判断が尊重される。

(4) コンセンサスの形成と芸術専門組織

芸術への公的支援継続には社会の信頼が不可欠である。政府の直接的芸術支援で留意しておかねばならないのは、バランスのとれた判断を通じその結論を社会のコンセンサスとすることである。そのためには芸術支援に関する責任と権限を有する側（本件ではNEA）が積極的に説明責任を果たし、適切に主張することが求められる。なぜそのような支援が必要であるのか、国・国民にとって長期的には好ましい結果をもたらすであろうことを粘り強く適切に説明し、社会のコンセンサスとしてゆくことが必要となる。当時のNEA議長フロンメイヤーは、その回想録において議会関係者等と協議を重ね、理解を得ようと奮闘した様子を描写しているが⁴⁵⁾、結果としてNEAに対する議会の不信は払拭されず、また、世論を高め議員が修正賛成に回ることが出来ないような状況を形成するには至らず、前述のような修正法が成立した。

芸術専門組織は、自らの説明能力を高め、その芸術支援の妥当性を十分に説明し、理解を得る努力を行うことが求められる。国民や議会の異議を軽視する対応は危険であり、かえって混乱や破滅を招くことにつながるおそれがある。元来、米国ではフランスなど欧州

大陸諸国とは異なり、政府による直接的な芸術振興施策ではなく、個人等による民間支援が中心であったため、「選択の自由」「市場主義」を重視する発想法と相まって、政府の直接的な支援を疑問視する考えも根強い。政治的な圧力などから独立した優れた専門家等が合理的な選択を行うとの前提に対する批判が根強く存在する。このような事情の下では特にコンセンサス形成努力を行うことが現在の公的芸術支援システムを維持充実させるために必要となる。また、米国のように「学校選択の自由」に関するバウチャー制⁴⁶⁾を巡る議論など「選択の自由」や個人の選好が強く主張される国においては、支援対象を個人が選択する方式の拡大、即ち、個人等が芸術支援を行った場合における税制上の優遇措置等の間接的手法により芸術文化振興を図ることも政策の選択肢として重要であると思われる。とりわけ先端的な芸術は評価が安定していないことが多いことから、その支援を各個人の判断に委ねることは考えられる方策の一つである。

おわりに

(1) センセーション展

芸術への公的支援に関する論議はなお継続しており、特に先端的な芸術に関しては、宗教、価値観、倫理等との間での衝突等は今後もさらに続き、多くの問題が投げかけられ様々な事例が生じ続けることとなろう。例えば、本判決後まもなくの1999年10月、ブルックリン美術館（ニューヨーク）で開催された現代アートの「センセーション展」は、英国作家の大胆な作品を集めたセンセーショナルな展覧会であったが、クリス・オフィリの「聖母マリア」は、象の排泄物を塗りつけるという作品であったため、ジュリアーニ・ニューヨーク市長が助成金をカットすると開催中止を迫ったところ、米国美術館長協会（AAMD）がこれに抗議する声明を発表するとの事例も生じている^{47) 48)}。

(2) メープルソープ写真集の輸入禁制問題

米国に比し我が国では価値観、倫理観に関する制約は比較的緩く、わいせつ性に関しては厳しいものがあると思われるが、我が国でもメープルソープの作品に関し問題となった事案がある。これは「わいせつ性」が問題とされたケースであり、米国において購入した写真集『Robert Mapplethorpe』を輸入しようとしたところ、税関検査で関税定率法に規定する輸入禁制品に該当するとされたため、その取り消し等を求めた事案である。この事案で、米国における認識、評価と我が国における認識、評価の違いを見ることが出来る。

1 審（東京地裁判決1994年10月27日）、2 審（東京高裁判決1995年10月31日）ともに、請求を棄却し、本件写真集は「風俗を害すべき書籍、図画」等に該当するとされ、最高裁では、3 対 2 でやはり上告は棄却されている。

この最高裁判決の多数意見は、「本件写真集には、……人間の裸体を自然な状態で描写するものではなく、性器そのものを強調し、性器の描写に重きが置かれていると見ざるを得ない写真が含まれており、……本件写真集は関税定率法21条1項3号にいう『風俗を害すべき書籍、図画』等に該当……」するとした。

これに対し、少数意見は、本件写真集がホイットニー美術館（ニューヨーク）がメープルソープの回顧展を開催した際の展示作品のカタログとして発行されたものであることを考慮し、「見る人によってはこれをグロテスクであるとし、あるいは直視することに違和

感を持つ可能性のあることは否定できないが、それは個人の嗜好や美意識の問題であって、これを直ちに性欲の興奮・刺激に結びつけるのは過度の反応というべきである。」「本件写真集のように、わいせつ図画とは容易には判定できない場合には、……通関を認め、その後は一般の国内出版物と同一の取扱いにゆだねるべきであった。」としている⁴⁹⁾。

謝辞

査読者から貴重なコメントをいただいた。ここに厚く感謝申し上げたい。

注

- 1) AAFRC, Press Release, June 20, 2002.
- 2) National Endowment for the Arts, Appropriations History — Fiscal Years 1965–2002.
- 3) National Endowment for the Arts, *Annual Report, 2000*.
- 4) Andres Serrano 1950年ニューヨーク生まれ。写真家。
- 5) Robert Mapplethorpe 1946年–1989年。写真家。「米国人写真家ロバート・メイプルソープは、男性の裸体や性器などを被写体とした衝撃的な写真などで注目を浴び、昭和40年代後半から平成元年に死亡するまでの約20年間、人間の性や肉体などをテーマとする作品を発表し……」(最高裁1999年2月23日判決の少数意見から引用。)(『判例時報』1670号、1999年6月1日、p. 6。)
- 6) Mathews and Glick (1990: 46).
- 7) Karen Finley 1956年シカゴ生れのパフォーマンス・アーティスト。『A Different kind of Intimacy』(2000)などの著作もある。
- 8) Jesse Helms ノースカロライナ州選出の共和党上院議員。共和党保守派の代表的存在と目されている。1921年生れ。バプティスト。
- 9) Helms (1999: 99).
- 10) School District of Abington Township v. Schempp (1963) 他。米国の公立学校では主の祈りを毎朝生徒に唱えさせるところが多かったため、これらの判決は全米に大きな衝撃を与えた。
- 11) Roe v. Wade (1973) で連邦最高裁は、刑罰をもって妊娠中絶を禁止するテキサス州法を違憲であるとしたが、米国世論は、生命擁護派(中絶禁止派)と選択擁護派(中絶是認派)に分かれて激しく対立している。(『英米判例百選(第3版)』、有斐閣、1996年、pp. 82–83。)
- 12) 例えば、1978年の連邦最高裁判決(Regents of the University of California v. Bakke)では、人種クォーター制をとる大学入学者選考制度は違憲、学生集団の多様性を確保するために入学者選考に当たって人種を考慮することは違憲ではないとされたが、アフーマティブ・アクション推進派とこれに異議を唱える反対派との争いはなお各分野で続いている。(『英米判例百選(第3版)』p. 66–p. 67。)
- 13) Bloom (1988), Giltin (1995).
- 14) Helms (1999: 99).
- 15) 蓮見 (2002: 222–223).
- 16) U.S. Census Bureau, Statistical Abstract of the United States: 2001.
- 17) 蓮見 (2002: 315–316).
- 18) 歴史家アーサー・シュレジンガー・Jr. は、独立革命以来米国を統合してきた強烈な国民的自己同一性の意識が危機にさらされているとし、統一化に向けての理想と一つの共有文化を探求することがますます重要で緊急の課題となっていると指摘している。Schleginger (1999), 都留 (1992: 10–14) 参照。
- 19) Morris (1997), 近藤 (1997: 318).
- 20) 1988年、メソジスト派の牧師ドナルド・ワイルドマンによって設立。その前身は1977年設立の

全米品位連盟。AFA は、伝統的な家族の価値を重視し、ポルノなどに反対している。

- 21) Mathews (1990: 46).
- 22) 当時 NEA の芸術審議会委員であったジャコブ・ノイスナーは、1989年4月、アメリカ家族協会（AFA）から現代芸術サウスイースタンセンター（ノースカロライナ州）でセラノの「Piss Christ」を含む展覧会があり、これに NEA が助成しているとの抗議の手紙を受け取ったとしている。(Jacob Neusner, “The End of the N.E.A.,” *National Review*, May 13, 1991, p. 39.)
- 23) *Congressional Record*, S5594 (May 18, 1989). ダマト上院議員は発言の中で、数週間前からセラノの作品に対し税金が使われることに抗議する手紙や電話が数多く寄せられている旨述べている。
- 24) Morrisroe (1995), 田中 (2001: 381–382).
- 25) *Congressional Record*, S8807 (July 26, 1989).
- 26) *Congressional Quarterly*, Vo. XLV, 1989, p. 733.
- 27) Joseph Papp, “I’m a Producer, Not a Censor,” *New York Times*, April 24, 1990, *Congressional Record*, S4982 (April 25, 1990).
- 28) 954条は、NEA の設立やその機能などを規定する条項であり、(d)項は助成金支出に関する規則や手続き等を規定している。
- 29) *Congressional Record*, S17992 (Oct. 24, 1990).
- 30) *Congressional Record*, S10374 (Aug. 4, 1989).
- 31) *Congressional Record*, S17993 (Oct. 24, 1990).
- 32) John Fleck, Holly Hughes, Tim Miller. Karen Finley を含めた4名は「NEA four」として有名となった。
- 33) 後に、全米芸術家組織協会も954条(d)(1)が曖昧であり、憲法修正第1条他に違反するとして訴訟に参加。
- 34) 本件に関する論文としては、Walker (1993), Leff (1995) 他。
- 35) 宮沢 (1972: 44).
- 36) *Finley v. National Endowment for the Arts*, 795 *Federal Supplement*, 1457–1476, U.S. District Court for the C.D. California, June 9, 1992.
- 37) *Finley v. National Endowment for the Arts*, 100 *Federal Reporter*, 3d Series, 671–691, U.S. Court of Appeals for the Ninth Circuit, Nov. 5, 1996.
- 38) *National Endowment for the Arts v. Finley*, 524 U.S. 569–623, 118 *Supreme Court Reporter*, 2168–2196, U.S. Supreme Court, June 25, 1998.
- 39) *Miller v. California* (1973) で連邦最高裁は「わいせつ」なものは憲法修正第1条では保護されないと判示している。Miller は、大人向けの出版物の通信販売業者であるが、その宣伝パンフレットがわいせつ物であるとし、わいせつ物の頒布行為を禁ずるカリフォルニア州刑法違反で起訴された事案。判決の概要は次のとおり。
 - (1) わいせつ文書は、憲法修正第1条により保護されない。
 - (2) 表現の規制の基本的指標は、①通常人が現時点で地域社会の基準に照らして当該作品を全体として公職の興味に訴えるものと思うか否か、②当該作品が、明らかに不快感を与える方式で（州法により特定化された）性行為を描写しているか否か、③当該作品が、全体としてまじめな文学的、政治的ないし科学的価値を欠くものであるか否か、である。
(*Miller v. California* (1973) (413 U.S. 15) (『英米判例百選 (第3版)』pp. 48–49。))
- 40) 951条(5)は、「政府は公的資金による助成の性質に注意を払わなければならない」とし、さらに、最高裁が指摘するような内容を明示的に規定している。
- 41) 文化庁『新しい文化立国をめざして』（ぎょうせい、1999年、p. 206）によれば、フランス3,136億円（文化・コミュニケーション省予算、1997）、イギリス1,927億円（文化・メディア・スポーツ省予算、1998）、米国128億円（NEA 予算、1998）である。なお、1989年当時の NEA 予算169

百万ドルを米国人人口247百万人(1989)で除すると、1人当たり約68セントとなる。

- 42) 955条参照(20 U.S.C.A. § 955)。955条は芸術審議会に関する規定。
- 43) 高階(1996: 177, 182)。
- 44) 芦部(1971: 409-411)。
- 45) Frohnmayer(1993)。
- 46) 2002年6月27日、連邦最高裁は、オハイオ州クリーブランドの学校バウチャー支給(自治体が発行する一定金額の切符支給)を合憲とする判決を下した。バウチャーは私立学校に進学する者に対して一定金額の支給を行うもので、学校選択の自由を拡大するため、公立学校の衰退を招く恐れがあるとの論議があり、また、私立学校の大部分が宗教立学校であるため、政教分離の原則に反するとの批判があった。Greenhouse(2002)参照。
- この判決に関し、古典的な競争的市場の主唱者あるいはマネタリズムの総帥として知られるミルトン・フリードマンは、バウチャーの金額を引き上げれば学校選択が進み、学校間の競争が拡大し、公立学校、私立学校ともに学校の質が急上昇するだろうと主張している。行政当局等に信頼を置かず、個人の選択を拡大し、自由な市場の効果で学校の質が改善されるとする『選択の自由』の著者らしい考え方であるが、米国社会の中でも根強い伝統である。Friedman(2002)参照。
- 47) Mcguigan(1999: 68)。
- 48) AAMD, AAMD Statement on City Founding of the Brooklyn Museum of Art, Sept. 23, 1999.
- 49) 最高裁判決 1999年2月23日(『判例時報』1670号、1999年6月1日、pp. 3-7)。

参考文献

- 芦部信喜 1971『憲法と議会政治』東京大学出版会。
- Bloom, Allan 1987 *The Closing of American Mind*. Simon & Schuster Inc. (=1988 菅野盾樹訳『アメリカン・マインドの終焉』みすず書房。)
- 文化庁 1999『新しい文化立国をめざして』ぎょうせい。
- Friedman, Milton (2002, July 2) *The Market Can Transform Our Schools*. *New York Times*.
- Frohnmayer, John 1993 *Leaving Town Alive*. Houghton Mifflin Company.
- Greenhouse, Linda (2002, June 28) *Supreme Court Upholds Voucher System That Pays Religious Schools' Tuition*. *New York Times*.
- Gitlin, Todd 1995 *The Twilight of Common Dreams: Why American Is Wracked Culture Wars*. Ellen Levine Literary Agency, Inc. (=2001 疋田三良他訳『アメリカの文化戦争……たそがれゆく共通の夢』彩流社。)
- 蓮見博昭 2002『宗教に揺れるアメリカ』日本評論社。
- Helms, Jesse 1999 "Is It Art Or Tax-paid Obscenity ?, The NEA Controversy." *Brooklyn Journal of Law and Policy Vol.2*. Brooklyn Law School.
- 石原圭子 2001『アメリカ史という舞台』自由社。
- ジュリスト別冊 1996『英米判例百選(第3版)』有斐閣。
- Leff, Thomas P. 1995 "The Arts: A Traditional Sphere of Free Expression ?" *AM. U. L. Rev.*
- Mathews, Tom and Glick, Daniel (1990, July 2) *Fine Art Or Foul ?* *Newsweek*.
- Mcguigan, Cathleen (1999, October 11) *A Shock Grows in Brooklyn*. *Newsweek*.
- 宮沢俊義編 1972『世界憲法集』岩波書店。
- Morris, Richard S. 1997 *Behind the Oval Office*. Random House Inc. (=1997 近藤隆文他訳『オーバル・オフィス』フジテレビ出版。)

- Morrisroe, Patricia 1995 *MAPLETHORPE: A Biography*. The Robins Office Inc. (=2001 田中樹里 訳『メープルソープ』新潮社.)
- National Endowment for the Arts 2000 *Annual Report*.
- Papp, Joseph (1990, April 24) I'm a Producer, Not a Censor. *New York Times*.
- Schlesinger, Arthur M. Jr. 1999 *The Disuniting of America*. White Direct Books. (=1992 都留重人監 訳『アメリカの分裂』岩波書店.)
- 高階秀爾 1996『名画を見る眼』岩波書店.
- U. S. Census Bureau 2001 *Statistical Abstracts of the United States*.
- U. S. Court of Appeals for the Ninth Circuit (1996, November 5) *Finley v. National Endowment for the Arts*, 100. *Federal Reporter*, 3rd Series, 671-691.
- U. S. District Court for C. D. California (1992, June 9) *Finley v. National Endowment for the Arts*, 795. *Federal Supplement*, 1457-1476.
- U. S. Supreme Court (1998, June 25) *National Endowment for the Arts v. Finley*, 524 U. S. 569-623, 118. *Supreme Court Reporter*, 2168-2196.
- Walker, Michael W. 1993 "Artistic Freedom v. Censorship: The Aftermath of the NEA's New Funding Restriction." *Wash. U.L.Q.* 71.
- Zeigler, Joseph Wesley 1994 *Arts in crisis*. Chicago Review Press.

キーワード：全米芸術基金 文化戦争 公的芸術助成 議会統制 米国最高裁判決
文化政策

(OHASHI Toshihiro)